

諸外国における出版者の権利等について

アメリカ

【権利侵害に対するライセンシーの訴訟の提起】

独占的ライセンシーは、著作権登録がなされていることを前提として、権利侵害について訴訟を提起することができる（アメリカ著作権法第 501 条）。非独占的ライセンシーは、権利侵害について訴訟を提起することができない。

イギリス

【出版者の権利】

・発行された版の印刷配列の保護

イギリス著作権法では、一定の種類の著作物（文芸、演劇または音楽の著作物）を含む「発行された版の印刷配列」の発行者を著作者として保護している（イギリス著作権法第 9 条）。

・未発行の著作物を発行した者に対する保護

保護期間満了による著作権の消滅後に未発行の著作物を発行した主体に対して当該著作物に係る複製権等（発行に関する権利）が与えられる（著作権および関連権規則第 16 条）。

【権利侵害に対するライセンシーの訴訟の提起】

独占的ライセンシーは、権利侵害について訴訟を提起することができる（イギリス著作権法第 101 条）。また、一定の要件（※）を満たしている非独占的ライセンシーは、権利侵害について訴訟を提起することができる（イギリス著作権法第 101 条の A）。

（※） 侵害行為がライセンシーにおいてライセンスを受けていた行為と直接関係しており、かつ、当該ライセンスが、著作権者又はその者のために署名された書面においてなされ、かつ非独占的ライセンシーに対して同条に基づく権利を付与することが明示されていること。

ドイツ

【出版者の権利】

・未発行の著作物等を発行した者に対する保護

以下の場合において、発行した主体に対して著作隣接権が付与される。

- ① 著作権が消滅した学術的刊行物を発行した場合（ただし既存の刊行物に何らかの学術的な成果が加えられたものに限る）（ドイツ著作権法第 70 条）
- ② 著作権が消滅した未発行の著作物を発行した場合（ドイツ著作権法第 71 条）

【出版契約】

ドイツ出版法では、出版契約（※）により、作成者は、契約による別段の定めがある場合を除き、出版者に対し、複製および頒布の排他的権利を供与する義務を負うと規定されている（ドイツ出版法第8条）。

（※） 出版契約については、「文学的著作物または音楽著作物に関する出版契約により、作成者は、出版者に対し、著作物を自己の負担において複製及び頒布させるために引き渡す義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う。」（ドイツ出版法第1条）と規定されている。

フランス

【出版者の権利】

・未発行等の著作物を発行した者に対する保護

著作者の死後において公表される著作物（遺作著作物）であって、著作権が消滅した物を発行した場合、当該遺作著作物に係る利用権が、当該遺作著作物を発行した者に与えられる（フランス知的所有権法第123の4条）。

【出版契約】

フランス知的所有権法では、出版者が著作物の発行及び頒布を出版者が確保することを条件として、出版契約により、著作者から出版者に、その著作物の複製物を多数製造し、又は製造させる権利を譲渡することが規定されている（フランス知的所有権法第132の1条）。

オーストラリア

【出版者の権利】

・発行された版の保護

オーストラリア著作権法では、「…言語、演劇、音楽もしくは美術著作物またはその二つ以上の発行版に対する著作権は、当該版の複製コピーを作成する排他的権利をいう。」（オーストラリア著作権法第88条）とされている。

【権利侵害に対するライセンシーの訴訟の提起】

独占的ライセンシーには、利用許諾が権利譲渡であれば（※）、権利侵害について訴訟を提起することができる（オーストラリア著作権法第119条）。非独占的ライセンシーは権利侵害について訴訟を提起することができない。

（※） 利用許諾の代わりに、利用許諾により認められた場所および時期に許諾された行為を行うために著作権を譲渡する場合（利用許諾が与えられる条件に可能な限り近い条件に従う）を意味するとされている。

（以 上）